

令和2年度第1回化学物質審議会  
産業構造審議会製造産業分科会第8回化学物質政策小委員会  
議事録

日時：令和3年2月1日（月曜日）13時30分～15時10分

場所：オンライン開催

### 議題

- (1) 化学物質管理政策をめぐる最近の動向と今後の方向性について
- (2) 化学物質審議会の審議状況等についての報告

### 議事内容

○山岡化学物質管理課長補佐　それでは、お時間になりましたので、ただいまから令和2年度第1回化学物質審議会及び産業構造審議会製造産業分科会第8回化学物質政策小委員会の合同会合を開催いたします。

本日は、お忙しいところ御参加いただきありがとうございます。私は経済産業省製造産業局化学物質管理課の山岡と申します。よろしく願いいたします。

本日は化学物質審議会、化学物質政策小委員会ともに委員の過半数に御出席をいただいておりますので、報告申し上げます。

また、本日はオンラインでの開催とさせていただきます。御発言の際にはマイクをオンに、終わりましたらマイクをミュートに設定いただきますよう、御協力をお願いいたします。

もしも接続不良等のトラブルがございましたら、コメント欄にお名前、そして不具合内容を打ち込んでいただけますでしょうか。別途、事務局のほうで対応いたします。——よろしいでしょうか。何人かの委員の方、画面が見づらいということでしたが、差し支えなければ、そのまま音声のみをこちらから配信させていただきますので、お手元の資料で御確認をお願いできればと思います。

最初に資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には事前に資料をメールで送付させていただいておりますので、その添付資料を御覧いただければと思います。また、説明時には画面上にも資料を投影いたしますので、適宜御参照ください。

まず1つ目、資料0は議事次第です。現在、モニター上に出ているものです。

続きまして、資料1、化学物質管理政策をめぐる最近の動向について（総論）、です。

続きまして、資料2、改正化審法の施行状況とリスク評価の動向について、です。

続きまして、資料3、化学物質排出把握管理促進法の施行状況と動向について、です。

続きまして、資料4、フロン対策の動向について、です。

続きまして、資料5、化学兵器禁止法の施行状況と動向について、です。

続きまして、資料6、水銀汚染防止法の施行状況と動向について、です。

続きまして、資料7、化学物質管理に関する横断的な取組等について、です。

続きまして、資料8、化学物質審議会の審議状況等について、です。

このほか、参考資料1、2といたしまして、それぞれ化学物質審議会・化学物質政策小委員会の概要及び委員名簿を配付させていただいております。

以上、資料に不足等ございませんでしょうか。あと、今の時点で不具合等があればコメント欄に打ち込んでいただけますでしょうか。委員の皆様、大丈夫そうでしょうか。——よろしければ、開催に先立ちまして、事務局を代表いたしまして経済産業省大臣官房審議官製造産業局担当の安居から御挨拶申し上げます。

○安居審議官 よろしくお願ひします。本日はお忙しい中、委員の皆様には御参加いただきましてありがとうございます。緊急事態宣言発令中ということでもありますので、この審議会としては初めてオンラインで開催させていただきます。スムーズな会議運営に努めてまいりますので、御協力をお願いいたします。

前回の審議会からの1年間、各審議会の部会やワーキンググループにおきまして、委員の皆様から多岐にわたる御指導、御鞭撻を賜りました。化学物質管理法令の執行及び制度設計を進めることができました。後ほど事務局から御説明させていただきますが、一部だけ紹介させていただきますと、化審法における化学物質の有害性判定、化管法における規制対象物質の選定等におきまして御議論、御助言をいただきました。参加いただいた委員の皆様方には、改めて感謝申し上げたいと思います。

本日の会合でございますけれども、近年の化学物質管理政策の取組、今後の政策の方向性、在り方について幅広く御意見をいただけるとありがたいと考えております。特に近年、SAICMをはじめとする国際的な議論や欧州における化学物質管理の動向に目を向けますと、循環型社会や製品のライフサイクル全体を意識した化学物質管理にかじを切りつつある印象を受けております。

さらに、地球温暖化の進展やデジタル社会の構築といった動きもございます。こうした化学物質管理を取り巻く国内外の動きを踏まえ、我が国の化学物質管理の在り方について見つめ直す良いタイミングになってきているのではないかと考えているところでございます。ぜひ委員の皆様方には闊達な意見交換をお願いするとともに、忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○山岡課長補佐　　続きまして、委員の御紹介をさせていただきます。参考資料2、委員名簿を御参照ください。

最初に、東海化学物質審議会会長及び化学物質政策小委員会委員長でございます。

続きまして、浅野審議会委員でございます。

続きまして、大石小委員会委員でございます。

○大石委員　　よろしくお願ひいたします。

○山岡課長補佐　　続きまして、緒方審議会及び小委員会委員でございます。

○緒方委員　　緒方です。よろしくお願ひします。

○山岡課長補佐　　続きまして、織審議会委員でございます。

○織委員　　よろしくお願ひします。

○山岡課長補佐　　続きまして、柿本審議会委員でございます。

○柿本委員　　柿本でございます。よろしくお願ひいたします。

○山岡課長補佐　　続きまして、笠井審議会委員でございます。笠井委員におかれましては、今回から御就任をいただいております。

○笠井委員　　J E C 連合の笠井でございます。よろしくお願ひします。

○山岡課長補佐　　続きまして、金藤審議会委員でございます。金藤委員にも今回から御就任をいただいております。

○金藤委員　　金藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○山岡課長補佐　　続きまして、榮小委員会専門委員代理の植垣様でございます。榮委員には今回から就任をいただいております。

○植垣委員代理　　植垣です。よろしくお願ひいたします。

○山岡課長補佐　　続きまして、坂田審議会専門委員でございます。

○坂田委員　　坂田でございます。よろしくお願ひいたします。

○山岡課長補佐　　続きまして、崎田審議会及び小委員会委員でございます。

○崎田委員　　崎田です。今日はよろしくお願ひいたします。

○山岡課長補佐 続きまして、東嶋審議会及び小委員会委員でございます。

○東嶋委員 東嶋です。よろしくお願いいたします。

○山岡課長補佐 続きまして、飛原小委員会委員でございます。

○飛原委員 飛原でございます。よろしくお願いいたします。

○山岡課長補佐 続きまして、森川小委員会専門委員です。森川様には今回から就任をいただいております。

○森川委員 森川です。よろしくお願いいたします。

○山岡課長補佐 続きまして、山田審議会専門委員及び小委員会専門委員代理の刈宿様でございます。

○刈宿委員代理 本日はよろしくお願いいたします。

○山岡課長補佐 ありがとうございます。なお、有田小委員会委員及び中村小委員会委員におかれましては、本日御都合がつかず、欠席の連絡をいただいております。

当合同会合では、簡単な議事概要、及び詳細な御発言を記載した議事録を作成いたしまして後日公表する予定にしております。議事録案につきましては、後日、事務局から委員の皆様へ御確認をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、東海審議会会長・小委員長に一言御挨拶をいただいた上で議事進行をお願いしたいと存じます。東海先生、よろしくお願いいたします。

○東海会長・小委員長 大阪大学の東海でございます。一言述べさせていただきます。

ここ最近の化審法、化管法の改定を受けまして、規制と自主管理のベストミックスの下で着実な歩みを続けていると考えられます化学物質管理政策でございますが、国内外での取り巻く状況の変化にもタイムリーに対応していくことが求められているのではないかと感じております。本日は委員の皆様方から御専門の分野、あるいは実務における幅広い御見識の下で、忌憚のない御意見等をいただければと考えております。

それでは、早速、これより議事に入りたいと思います。進め方としまして、まず事務局から議題1の化学物質管理政策をめぐる最近の動向と今後の方向性について、資料1から資料7までを一通り御説明いただいた後に、質疑応答の時間を設けたいと思います。

それでは、事務局から資料1の説明をお願いいたします。

○宮原化学物質管理課長 化学物質管理課長の宮原でございます。資料1から御説明いたします。

1 ページを御覧いただけますでしょうか。こちらは、日本の化学物質管理制度を体系的

に示したものでございます。経済産業省では、このうち、緑色の枠の6つの法律を所管しております。

2ページをお願いいたします。こちらは、経済産業省が所管します6つの法制度の概要及びそれに対応する条約の概要になります。

続きまして3ページをお願いいたします。それぞれの法制度におきまして、ここ数年の動向を簡単にまとめております。詳細につきましては、後ほど、資料2以降で御説明させていただきますが、簡単に申し上げますと、1、化審法につきましては法改正を行い、少量新規などの手続について見直しを行ったほか、ストックホルム条約に合わせて対象物質を追加する作業を行っております。

2、化管法につきましては、対象物質の選定基準の見直し、及び具体的な物質の入替えを行っております。

3、フロン関係につきましては、キガリ改正を受けオゾン法を改正しまして、代替フロンの数量規制を開始するとともに、フロン法を改正し、冷凍空調機器廃棄時のフロン回収の規制強化を図ったところです。

4、化兵法につきましては、条約に合わせて対象物質の追加を行いました。

5、水銀法につきましては、水銀使用製品の製造などの規制を開始しております。

6、その他、横断的な事項としまして、事業者からの申請手続の合理化に取り組んでいます。また、国際的な動向につきましても後ほど御紹介させていただきます。

資料1につきましては以上でございます。

○東海会長・小委員長 ありがとうございます。続きまして、事務局から資料2の説明をお願いいたします。

○藤沢化学物質安全室長 化学物質安全室の藤沢でございます。資料2、改正化審法の施行状況とリスク評価の動向について説明させていただきます。

化審法は2017年に改正され、2019年より施行が開始されております。まず、化審法の概要から説明させていただきます。

3ページでございます。化審法は、人の健康・動植物に支障を及ぼすおそれのある化学物質による環境汚染を防止することを目的とし、大きく3つの項目で成り立っております。1つ目が新規化学物質の事前審査。2つ目が上市後の化学物質の管理で、リスク評価による管理。3つ目が性状等に応じた規制として、第一種特定化学物質の製造・輸入、使用を規制しております。

4 ページ目は新規化学物質届出の際の試験項目となります。

5 ページに進みます。化審法の体系です。上市前と上市後に分かれております。新規化学物質を上市するためには、事前に審査を受けていただく必要があります。また、四角で囲まれています低生産、少量新規、中間物などの試験免除の特例制度も設けられております。上市後ですが、リスク評価により優先評価化学物質、第二種特定化学物質へと指定されていく流れと、監視化学物質、第一種特定化学物質へと指定されていく流れの2つがございます。

6 ページ以降は審査特例制度の施行状況となります。

7 ページには新規化学物質の種類ごとに概要をまとめております。2017年の化審法の大きな改正点は、審査特例制度の低生産新規と少量新規の年間の上限数量を、製造・輸入量から環境排出量ベースへと変えた点になります。数量上限の欄のところ小さく「環境排出量ベース」と書かれている2か所が変更点になります。これにより、環境排出量の少ない用途であれば数量調整の件数を減らすことが可能となりました。また、受付頻度につきましても電子届出を推奨することで少量新規で年4回から9回へと増やしております。

8 ページでございます。改正前と改正後の少量新規の実績になります。2018年度は全国での上限が製造・輸入量で1トンであったため、複数の事業者が希望する物質について数量調整が4,000件に上っております。これは、申し出た希望数量が確保できない件数だったということになります。2019年度以降は環境排出量で1トンとしたことによりまして数量調整の件数が六百数十件へと、約8割以上も減少しており、事業者におけるビジネスの予見性が向上したものと考えております。

次にリスク評価の現状です。10ページですが、化審法のリスク評価の進め方になります。一般化学物質、優先化学物質、第二種特定化学物質、または一般化学物質に戻っていくといった流れで評価しております。

11ページはスクリーニング評価のマトリクスで、これを使って優先評価化学物質を指定していきます。

12ページに現在の状況がございます。一般化学物質で1社1トン以上製造されたものの実績を事業者が届出化学物質としまして報告いたします。そのうち、全体で10トンを超えるもの、約7,600物質について先ほどのマトリクスを使いましてスクリーニング評価を実施します。この中で、リスクが小さいとは言えない物質を優先評価化学物質に指定していきます。

現在、226物質が優先評価化学物質に指定されております。優先評価化学物質になりますと、より詳細な用途・数量の報告がなされ、それに厚生労働省、環境省が調べた有害性情報から詳細なリスク評価が段階的になされてまいります。最終的に規制の必要があるものにつきましては第二種特定化学物質へ、リスクの懸念の低いものについては一般化学物質へと戻っていくこととなります。

14ページに進みます。トピックスです。POP s 条約の最近の動きと化審法での対応となります。POP s 条約では、残留性、蓄積性、毒性が高く、長距離移動性が懸念される物質を規制する条約でございます。COP9でジコホル、PFOA及びその塩、PFOA関連物質が廃絶対象物質とすることが決められております。化審法の施行令を改正し、その措置を講じているところでございます。

15ページですが、PFOA等の指定の具体的なスケジュールがあります。本来、昨年12月には第一種特定化学物質に指定予定でしたが、昨年の指定案ではPFOA関連物質の対象とならない物質まで含まれ得ること、また、追加で検討が必要なエッセンシャルユースの可能性が生じたことにより、今年まで指定が延びております。現在、2段階で施行することとしており、ジコホル、PFOAとその塩の第一種特定化学物質の指定につきましては、現在、TBT通報を行い、パブリックコメントの準備をしているところで4月以降の公布、10月以降の施行を目指しているところでございます。また、PFOA関連物質の指定、エッセンシャルユース等の指定につきましては半年ほどずれた公布、施行を予定しているところでございます。

これ以降は参考資料となりますので、省略させていただきます。

以上、簡単ですが、化審法の施行状況でございます。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。それでは、事務局から資料3の説明をお願いいたします。

○濱口化学物質リスク評価室企画官　　資料3、化管法の施行状況と動向につきまして、化学物質リスク評価室の濱口から御説明いたします。

次をお願いします。化管法は事業者による化学物質の自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としております。

大きく2つの制度で構成されております。

まずPRTTR制度ですが、第一種指定化学物質、現在の対象は462物質ですが、その取扱事業者が対象物質の環境中への排出量や廃棄物への移動量などを把握し、国に届け出る

というものです。国は、届け出られた排出量、移動量を集計し、また、届出の対象となっていない排出などの推計排出量を算出します。それらを合わせて年に1回公表しております。

2つ目のSDS制度ですが、第一種と第二種の指定化学物質の取扱事業者が対象物質を他の事業者に譲渡、提供するときに、その物質の性状や取扱いに関する情報を提供することを義務づけております。現在の対象物質は562物質です。

2ページ目をお願いします。PRTTR制度に基づく集計結果は、直近で昨年3月に平成30年度の結果が公表されております。届け出られた排出量・移動量は39万1,000トン。内訳は排出量14万8,000トン、移動量24万3,000トンです。

向かって左側のグラフは全体の推移ですが、10年前の改正以降、おおむね横ばいとなっております。

右側のグラフですが、制度創設時から継続している物質の排出量・移動量の推移です。排出量は全体として減少傾向にございますが、移動量は若干の増加傾向にあり、引き続き注視してまいります。

3ページ目をお願いします。国では排出量などのデータを化学物質ごとの濃度マップ、事業所ごとの排出量マップなどに反映させ、公開しております。

4ページ目をお願いします。化学品の安全な使用、輸送、廃棄が確実に行われるよう、国際的に調和された分類及び表示方法であるGHSについても取り組んでおります。事業者はJIS「GHSに基づく化学品の分類方法」に基づきSDSを作成できますが、これを解説したGHS分類ガイダンスを昨年3月に改訂、公表いたしました。また、GHS分類が比較的容易に判定できる分類システムも最新のJISに対応させています。

問合せ対応、Q&Aの更新、セミナー開催など、その他の支援や普及にも努めているところでございます。

5ページ目をお願いします。今般、化管法の見直しを行っておりまして、制度全体と物質選定について御審議いただき、昨年8月に答申されております。

スライド6をお願いします。PRTTRとSDS制度の対象物質につきましては、対象化学物質の見直しの考え方に沿って、3回の会合を経て選定されました。

なお、今回の見直しのポイントである「環境中での存在に関する判断基準」の考え方ににつきまして、最後のスライドに図を添付しておりますので、参考となれば幸いです。

スライド7をお願いします。こちらは、見直し後の対象物質数の概況をお示ししてござ



います。見直し後の対象物質は650物質となっております。

次にスライド8をお願いします。現在の状況でございますが、今年1月4日まで、政令改正案に対するパブリックコメントを実施し、約3,000件の御意見をいただきました。その精査にまだ時間を要する見込みです。そのため、公布時期のめどが立っておりません。ただし、施行前の準備期間はしっかり取るようにしたいと考えております。

施行に向けた主な取組といたしまして、P R T R制度につきましては排出量算定マニュアルなどの改訂を進めてまいります。また、S D S制度につきましては、新たな対象物質のG H S分類情報の整備などを進めてまいります。

今週金曜日、2月5日から配信する化学物質管理セミナーにて化管法や化管法の見直しについても御紹介する予定にしておりますが、周知もさらに進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。それでは、事務局から資料4の説明をお願いいたします。

○田村オゾン層保護等推進室長　　オゾン層保護等推進室長の田村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、最近におけるフロン対策の動向について、オゾン層保護法とフロン排出抑制法を中心に、手短かに御説明したいと思います。

御存じのとおり、オゾン層を破壊するC F C、あるいはH C F C、こういったものは国際的に規制されまして、これに代わってオゾン層を破壊しないH F C（代替フロン）の利用が進んだわけでございます。一方で、この代替フロンが高い温室効果を有するということですので、これからはオゾン層を破壊せず、かつ温室効果の小さいグリーン冷媒に転換していくことが必要だと思っております。また、これに合わせて、現存する機器からのフロンの排出抑制も重要でございまして、この2つをミッションとして、我々はフロン対策を講じております。

次のスライドをお願いします。こちらは昨年末に発表されました温室効果ガスの排出量データです。二酸化炭素は省エネ努力などによって毎年減少傾向にありますけれども、一方で代替フロンは温室効果ガスの中でも4%程度を占めるというものではありますけれども、この排出量は特定フロンからの代替が進んだことで増加しております。特に代替フロンの9割以上が冷凍空調機器の冷媒として使われているということですので、冷媒対策を

中心にフロン政策を展開しているところでございます。

次のスライドをお願いします。こちらは、昨年10月に菅総理が2050年カーボンニュートラルを宣言したものでございますけれども、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするという目標でございます。当然フロンの排出も、これに合わせて大幅に減らしていくことが必要です。そのため、我々もオゾン層保護法とフロン排出抑制法という2つの規制を駆使して上流から下流に至るまでのフロン対策を進めています。

次のスライドをお願いします。その1つが、2016年に行われたモントリオール議定書の改正、いわゆるキガリ改正というものに基づいて進めている上流規制です。これは代替フロンであるHFCの生産量と消費量を段階的に削減していくことを国際的に約束したものでございまして、日本も2018年にオゾン層保護法を改正しHFCの段階的削減を開始したところです。

次のスライドをお願いします。この図で緑の階段で示しているものがモントリオール議定書で先進国が約束したフロン消費量の上限値になります。この青い線で示しているものが当初のフロン排出抑制法における使用見通しでしたけれども、これでは、モントリオール議定書のキガリ改正を守れないので、使用見通しを現在、この赤い線で示すように深掘りしたところでございます。この削減見通しに合わせて、オゾン層保護法に基づいて製造事業者と輸入事業者に対して製造量、輸入量の割り当てを既に我々は始めております。すなわち、製造・輸入という蛇口の部分でキャップをかけているということでございます。

一方で、この削減案は実際には大変厳しいものでございまして、そのためのグリーン冷媒と、それを活用した製品の開発・導入支援を私どもは行っております。

次のスライドをお願いします。こちらのスライドにありますように、分野ごとに代替の進捗状況は異なっておりまして、私どもでは、スライドの中ほどにある、代替候補はあるけれども普及が進んでいないもの、下にありますそもそも代替候補検討中のものについて国としても支援策を講じております。

次のスライドをお願いします。具体的には、新たなグリーン冷媒と、これを使用した機器の開発、そして、その安全性評価手法の開発を経済産業省が行っております。一方で、既に代替候補はあるけれども、その導入が進んでいないものに対する支援を環境省が推進しているところでございます。

次のスライドをお願いします。また、上流の冷媒対策だけではなくて、その下流に当たるフロン使用機器の対応、それから廃棄時のフロン回収への対応、こういったものもフロ

ン排出抑制法を通じて実施しております。

次のスライドをお願いします。特に経産省が力を入れておりますのが指定製品制度というものでございます。これはフロン排出抑制法に基づきまして、最も地球温暖化係数が小さい製品をトップランナーとして位置づけまして、目標年を定めて、目標とする地球温暖化係数の達成を事業者を求めるといった制度でございます。

次のスライドをお願いします。現在、このスライドにあるような製品を、指定製品として指定しまして、目標年度までに目標とする温暖化係数を達成するよう、事業者に要請しているところでございます。

一番上にあります家庭用エアコンは、2018年度が目標年度でしたけれども、既に全事業者で目標値を達成している状況になっております。

また、新たな指定製品の追加も我々は進めておりまして、ここに赤字で示したような製品を昨年追加したところでございます。このように、製品分野においても地球温暖化係数の低減を進めているところです。

次のスライドをお願いします。こちらは最後のスライドになりますけれども、最下流の機器廃棄時における対策を示しました。このグラフに示すように、機器廃棄時におけるフロンの回収率の低迷は長年の課題でございまして、そのため、フロン排出抑制法を改正して、フロンが回収されていなければフロン使用機器を廃棄目的で引き取れないというような内容を含む対策を講じたところでございます。

これは昨年4月から施行しておりますので、まだその効果は分かりませんが、それに我々は大変期待しているところではございますけれども、引き続き機器廃棄時にフロンがむやみに大気中に放出されないよう、対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、フロン対策の最近の動向について簡単に御説明いたしました。私からは以上でございませう。

○東海会長・小委員長　ありがとうございました。それでは、事務局から資料5の説明をお願いいたします。

○金柿化学兵器・麻薬原料等規制対策室長　化学兵器禁止法を担当しております室長の金柿です。時間も限られておりますので、早速、お手元に配信した資料5に基づき、かいつまんで御説明をさせていただきます。

まず、1ページ目を御覧ください。化学兵器禁止条約が1997年に発効して以来、我が国は締約国として条約上の義務である国際検査を受け入れてきております。近年は年間20数

回程度の検査を受け入れてきましたが、昨年は世界的なコロナの流行もあり、我が国の検査は8件でした。

最近のコロナの流行のため、我が国の国際的な活動もオンラインで対応する行事が中心となっているところでございます。

次のスライドを御覧ください。現在、当室では、条約上の義務として、毎年3月末までにOPCWに提出することが求められている、この資料2ページ記載の化学兵器の原料となり得る物質の種類に応じ、製造、使用、輸出入の実績に関する我が国産業界の昨年の実績を申告するための対応を進めております。

次のページを御覧ください。最近の化学兵器禁止条約をめぐる国際的な動向、国内法である化学兵器禁止法令の対応などについて御紹介させていただきます。一昨年の締約国会合において、英国在住のロシア人を殺害しようとするのに用いられた、いわゆるノビョク類と呼ばれている物質などを条約の規制対象物質として追加し、規制することが決定されました。このように規制対象物質が追加されるのは、条約発効以来、この改正が初めてのものでございます。

我が国も、条約の規制対象として追加された化学物質について化学兵器禁止法施行令を改正し、改正条約の発効に合わせ昨年の6月に施行しているところでございます。当室としては、平和への新たな脅威となる化学物質として、規制対象に追加する動きにつきましては、引き続き国内産業界の影響の有無などの観点から日化協さんをはじめ、関係者の皆様と連携し対応してまいりたいと考えております。

また、本年は、化学兵器禁止法が施行されてから25年が経過しております。本法は条約の担保法であるものの、今からおよそ四半世紀前の1995年に発生した地下鉄サリン事件などを踏まえ、急遽、条約が発効する2年前より施行されております。その趣旨は、未曾有の化学テロ事件の発生を踏まえ、殺人兵器に転用し得る化学物質、その原料物質に対し、条約の発効を待たず早急に国内における管理体制の構築を世論が求めたからでございました。

国会においても政府に対し、施行前においても原料物質を含む特定物質などの管理が適切に行われるよう、関係者に対し指導を行うことを求めるとの附帯決議がなされたところでございます。国民の不安を背景とする、こうした立法府の意思を踏まえ、当室といたしましても本法施行時より、化学兵器禁止法が規制対象とする化学物質の流通につきまして、化学産業界の皆様に対し日化協さんを通じ十分に配慮するよう要請させていただいた結果、

取引の際の本人確認などを定めた自主ガイドラインを作成していただいているところでございます。

今年は東京オリンピック・パラリンピック開催の予定もあり、当室も含め政府としては化学テロ対策の一環として、資料記載のとおり規制対象物質を保有する関係事業者の皆様へ、化学物質の管理の徹底を改めて要請することとしております。本年も当室の取組をよろしくお願いいたします。

発表は以上でございます。

○東海会長・小委員長 ありがとうございます。それでは、事務局から資料6の説明をお願いいたします。

○宮原課長 化学物質管理課の宮原でございます。

資料6でございます。1ページ及び2ページにつきましては、水銀法と水俣条約の概要になります。

2ページをお願いいたします。水銀法の規制のうち、経済社会活動に特に関わってきますのが、真ん中の青い部分で示しました、水銀を使用した製品の製造などの規制です。条約で認められた例外的な場合を除き製造等が禁止されております。

3ページをお願いいたします。枠囲いの中に示しました製品につきましては、許可を得た場合に製造等が可能でございますが、条約の考え方にに基づき、水銀を使用しない製品への代替が困難な場合にのみ製造等が認められています。代替が進んでいる電池や蛍光灯等につきましては2018年から規制を開始していますが、それ以外のスイッチ・リレーや水銀灯などの製品についても昨年末から規制を開始しました。現在、事業者からの申請や相談に対応しているところです。

4ページをお願いいたします。水銀を使用したスイッチやリレーについては、部品として半導体検査装置などの産業用機械の中に幅広く使用されていると考えられます。機械の性能を確保するために水銀を使わないスイッチ・リレーの代替が難しい場合もあり、こうした機械のユーザーを含めまして影響を受ける事業者の裾野が広いと思われれます。関係する業界と連携しながら、実態に即した形で制度を運用していきたいと考えています。

また、代替可能性に関しましては、国際的に情報の共有や調整を図っていくことが重要ですので、国内の実態を踏まえつつ、条約会合などにも対応していきたいと考えております。

資料6は以上でございます。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。それでは、事務局から資料7の説明をお願いいたします。

○宮原課長　　引き続き、化学物質管理課の宮原でございます。

資料7によりまして、その他横断的な事項につきまして幾つか御説明申し上げます。

飛びまして、3ページをお願いいたします。まず、事業者からの申請手続の簡素化についてでございます。当方が所管をしています規制の手続は約90種類あり、そのうち、申請件数の多い手続については電子申請が可能となっております。他方、紙の書類による提出も可となっております、下のほうにお示ししていますように電子申請の利用率は必ずしも高くはありません。

事業者側での電子申請に対するハードルは下がってきていると思われませんが、電子申請に対するサポートや理解を広げながら、電子申請の利用を拡大していきたいと考えております。また、電子申請に対応していない手続についても、今後5年以内に全て電子化できるよう、検討を始めたところです。

続きまして、4ページをお願いいたします。こちらは、政府全体の方針に沿いまして、昨年末に申請書類への押印を不要といたしました。

6ページをお願いいたします。続きましてのテーマは有害性やリスクに関する評価方法の研究開発についてです。こちらにつきましては、直ちに規制の運用に取り込むということでは必ずしもございませんが、将来を見据えまして研究を行っている段階です。

まず、化審法につきましては、経産省では分解性や蓄積性を担当しており、新規物質の審査において、それぞれ試験法が定められていますが、それ以外の試験法やエビデンスをどう扱うのかといったことが論点になります。

7ページをお願いいたします。今後、短期的には試験法や推計法の拡大を検討し、中長期的には様々なエビデンスを重みづけして総合的に評価するウェイトオブエビデンスの枠組みを検討していきたいと考えています。

8ページをお願いいたします。人毒性につきましてもビッグデータとAIを使った予測モデルの構築に取り組んでいます。研究開発プロジェクトとして5年計画で実施しています。

9ページをお願いいたします。これまでに肝臓の毒性予測モデルのプロトタイプを開発したほか、腎臓、血液の毒性予測モデルにも取り組んでいます。来年度がプロジェクトの最終年度ですが、統合した予測モデルを目指して取り組んでいきたいと思っております。さらに、

その先は、モデルの精度向上に必要な教師データの拡充や、誰に、どのような用途で使っただけかという点がポイントになるかと思います。

プロジェクト終了後の対応につきましては、企業の開発段階での活用や、将来的に規制当局での活用も頭に置きつつ、関係者と議論しながら今後検討していきたいと考えております。

10ページをお願いいたします。続きまして、別のテーマです。後ほどのページでも触れますけれども、化学物質管理につきましてはライフサイクルを通じた管理という流れが生じつつあります。このため、成形品や最終製品についてもサプライチェーンを通じて化学物質に関する情報を共有していくことが必要となってきました。

11ページをお願いします。川中から川下にかけての化学物質情報の伝達については、規制ではなく産業界の自主的な取組として現状、行われていますが、主要な業界ごとの取組となっております。情報が着実に、また効率的に共有されるよう、共通化できるものは共通化することが望ましいですので、業界横断的な方法、さらには国際標準化も目指して関係する業界と議論を行っております。

13ページをお願いいたします。続きまして、国際的な動向について御紹介します。

まず、S A I C Mについてであります。2002年の首脳会議におきまして、2020年までに化学物質のリスク管理により人健康と環境への影響を最小化するという国際的な目標が定められ、各国及びS A I C Mの枠組みにより一定の成果を上げてまいりました。現在、2020年以降の中長期の目標、期限を定めようと実務者レベルで議論が行われており、今年夏の国際会議で取りまとめの予定であります。ライフサイクルを通じた化学物質管理などが論点になるかと思われます。

14ページをお願いします。続きまして、E Uの動向です。国際的に見ますと、化学物質に関してはE Uが先駆的に様々な取組を行ってきていると言えるかと思います。化学物質に関してはR E A C Hで総合的に規制する枠組みとなっております。健康、環境保全と産業の両立をうたっているほか、化学物質のリスク評価の主体を事業者としているなどの特徴があるかと思います。

また、この資料には載せてございませんけれども、昨年秋に、E Uのほうで化学物質管理の新たな戦略が公表されております。

15ページをお願いします。S C I Pという制度はE Uのほうで今年から開始されております。こちらは全ての成形品につきまして高懸念化学物質の含有情報をE Uのデータベ-

スに登録させるものでございます。サプライチェーンを通じて化学物質の情報に広く網をかけて管理するという取組が始まっております。

16ページをお願いいたします。最後に全体を俯瞰する形でまとめをつけさせていただいております。化学物質管理を取り巻く最近の動向を見ますと、幾つか大きな動きがあるのではないかと考えております。例えば、社会全体では循環型社会ということが話題になってきておりますし、化学物質管理でもライフサイクルを通じた管理という流れになってきているかと思っております。

こうした国際的な議論が行われているほか、EUなどの海外の制度との調和も今後課題になってくると思っております。さらに、社会のデジタル化が進み、化学物質管理においても情報基盤をどうつくって、情報をどう共有し、活用していくかということが論点になってくるかと思っております。

こうした状況を考えますと、日本の化学物質管理の在り方につきましても、直ちに制度改正の議論というわけでは必ずしもございませんが、将来に向けて検討が必要な論点が出てきているのではないかと考えられます。

事務局からの説明は以上でございます。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思っております。質疑応答は15時頃まで設けたいと思っておりますので、御発言される方はコメント欄にお名前を御記入ください。コメントいただいた方から順に指名させていただきます。御質問いただく際に、配付資料の中で関連するページ等がもしございましたら、そのページを明示いただいた上で質問いただければ質問箇所が明確になりますので、御協力をお願いいたします。

3名の方から御質問いただいた後に、事務局より回答をお願いし、再度次の3名の御質問に移る、こういう段取りで進めていきたいと考えております。それでは、どうぞ、御発言をよろしくをお願いいたします。それでは、坂田委員、お願いいたします。

○坂田委員　　日本化学工業協会の坂田でございます。御説明いただき、ありがとうございます。3点ほど、コメントとお願いを申し上げさせていただければと思います。

最初は資料3の化管法のパブコメの件です。ページ数にしますと8ページのところかと思っております。パブコメ開始時に伺っておりましたスケジュールは、コロナでの再度の緊急事態宣言の発令を想定していなかったと思っております。本日お話を伺いましたとおり、十分な準備期間を確保しての施行となるということで、どうぞよろしくをお願いいたします。



緊急事態宣言下では、在宅勤務をさらに促進しておりますので、システムの改修とか、SDS対応とか、対応の準備が予定どおり進むかどうかを産業界としては懸念しているところがございます。

2点目は資料7の10ページ以降となります。今国連で進められておりますポストSAICMの議論では、化学物質だけでなく廃棄物も適正管理の対象となることがポイントとなっております。ですので、製品含有化学物質情報の伝達ということで御説明いただいておりますけれども、廃棄物までの情報伝達が世界的に注目されているところがございます。

資源循環を念頭に置きました廃棄物及びリサイクル品までの考え方、また、実効性のある対応も考慮しまして、これから日本の化学品管理で10年間、何を目標としていくのかについて、先ほどお話にございましたEU chemicals strategy for sustainabilityに基づいて、ヨーロッパでは関係法令の改正も進むと思います。その動向も注意しまして、循環経済実現に向けた施策の中での日本の新しい化学品管理の枠組みづくりに関係省庁全体で、そして産業界も参画させていただきまして前向きな議論をさせていただきながら、一緒に取り組ませていただけたらと思っております。

3点目なのですが、これは本日お話がなかったかと思えます。お願いなのですが、化学品管理分野の人材の育成、専門家の育成についてでございます。日本化学工業協会では、化学品管理を担当する企業での人材の育成ということで、ケミカルリスクフォーラムというものを、年間を通して開催しております。現状、日本では化学品管理分野の、例えば哺乳動物毒性とか、特に環境生態影響などの分野の専門家がどんどん減ってきていると感じております。企業はもとより大学でも同様の状況と感じております。

化学品管理は新しいものを生み出すといった分野ではありませんので、大変地味な分野ではあるのですが、欧米では行政機関、あるいは大学等の研究機関ともに多数の専門家を擁しております。欧米の専門家と対等に化学物質の安全性について議論できる専門家が必要だと感じておりまして、ぜひ国として専門家の育成につながる施策を御検討いただければと思っております。

以上でございます。

○東海会長・小委員長　ありがとうございます。続きまして東嶋委員、お願いします。

○東嶋委員　東嶋です。御説明ありがとうございました。

全体として着実に政策が進んでいると感じました。それで、資料4のフロンについてなのですが、グリーン冷媒の開発などにも力を入れていただいているところなのです。

が、やはり機器廃棄時の回収率低迷が問題になっていて、改正フロン法の施行で期待されるところですけれども、まだ周知が十分ではないと感じています。

そこで、これから改正法施行から1年のタイミングが4月頃にやってきますので、ぜひ施行1年のタイミングに合わせてプレスなどに周知をしていただいで、広く世論に訴えていただくということをやっていただければと思います。その際に、効果なども説明しつつ、データを挙げて、回収が大切なのだということを訴えていただければと思います。

以上です。

○東海会長・小委員長　ありがとうございます。続きまして、崎田委員、お願いいたします。

○崎田委員　ありがとうございます。崎田です。私は資料2と3と7に関して、それぞれ1つずつコメント、あるいは質問をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

まず資料2なのですけれども、化審法の8ページ、少量新規や低生産量新規に関して、いわゆる用途情報をきちんと把握してしっかりと管理していただくという流れになって、制度的には事業者の皆さんの予見性が高まったということで流れは定着してきたと感じております。

ぜひ、今後こういう資料をお出しいただくときに、この見直し議論の際に、やはり事業者の皆さんの自主管理の重要性ではありますが、そういうところの最後の確認、用途情報の確認をどのような仕組みでしていくか、あるいは自治体の方が現場に入っていくのか、どのようにするのか、やはりいろいろあると思います。最終的な確認方法などの状況というところも情報としては入れておいていただくことで、事業者の皆さんが積極的に、自主的に取り組んでいただけるのではないかと考えております。その辺の状況を教えていただければと思います。

資料3、P R T Rに関してなのですけれども、今回の見直しでは物質に関する追加、変更というようなことが中心でしたが、今回の資料を拝見しますと、ここ10年ぐらい排出量などの届出がほぼ横ばいという状況になっています。このP R T Rの制度をつくったときに、こういう情報発信の中で自主的な取組が地域や事業者の皆さんの中で進んでいくことを期待した法律だと思っております。その辺を、流れが進んでいくようにどのようにしたらいいのか、今は今後の流れをどのように考えておられるか、コメントをいただければありがたいと思っております。

最後のコメントなのですけれども、資料7の10ページです。製品含有化学物質情報の伝達における課題ということで、川上から川下まで、できるだけつながっていくことが重要というようなお話があります。私も、こういう流れは大変賛成で、できたら、それが消費者、あるいは廃棄というところまで行くといいというように以前から申し上げておりますので、そういうところも考えていただければありがたいですが、今発言したいのは、プラスチックの資源循環の新しい法律というか、新しい仕組みづくりに関して経済産業省と環境省の合同会合が行われておりました。そこに私も参加しておりましたが、つくづく感じたのは、例えば回収に参加をし、よりよく資源化する仕組みを自らつくっていかされていたり、最近本当に、メーカーの皆さんをはじめ事業者の皆さんの積極的な取組というのを強く感じました。

そういうことを考えると、やはりメーカーなどサプライチェーンの皆さんが同じ情報をしっかり共有して、次の再資源化にもつなげていくような仕組みをしっかりとつくっていくことが、この化学物質の情報管理の中でも必要なのではないかと強く感じました。ぜひこういう部分も今後しっかり検討を始めていただければありがたいと思いました。よろしくお願いたします。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。それでは、ここで一旦、区切らせていただきまして、事務局から御回答をお願いいたします。

○宮原課長　　事務局でございます。幾つか御質問をいただきまして、まず化審法の用途確認等につきましては安全室の藤沢から、続いて化管法関係のスケジュールと自主管理関係はリスク室の濱口から、フロン法の周知につきましてオゾン室の田村から、残りの論点につきましては私、宮原から、順番に御説明します。よろしくお願いたします。

○藤沢安全室長　　それでは、化審法につきましての質問にお答えさせていただきます。

少量新規の用途情報をしっかり把握して管理しているかといった御質問でございますが、現在、少量新規の申出の際には、原則、ユーザーからの用途証明書の添付を求めています。それで一件一件、物質ごとに申請内容と用途証明書の用途が合致しているか目視で確認をしております。それは受付のときまでですけれども、受付後では製造・輸入事業者に対しまして、現時点ではまだ数社ですが、立入検査を実施しまして用途証明書の有無、また、決められた用途で使用するといったユーザーに販売しているかといった観点で確認しております。

ただ、現時点で、ユーザーがその用途で使用していないとか違反があったといった情報

は上がってきておりません。万が一、違反があった場合は、製造・輸入事業者への確認を取り消すといったことなど対応を取っていくことになると考えております。

簡単ですが、以上です。

○濱口企画官　　続きまして、化管法につきまして化学物質リスク評価室の濱口からコメントさせていただきます。

まず坂田委員から、化管法の見直しで、時期はまだ明確になっていないけれども、これから公布、施行を予定しているというところにつきまして、施行までの十分な準備期間を確保してほしいという御要望かと思えます。繰り返しのようになってしまいますけれども、施行におきましては事業者の皆様、関係者の皆様の十分な準備期間を確保することが非常に重要だと思っておりますので、それを念頭に置きまして今後の作業を進めてまいりたいと考えております。引き続きよろしく願いいたします。

それから、崎田委員から、排出量、移動量の削減が横ばいになっているというところで、自治体や事業者が、この法律の趣旨の下にいろいろ努力していただいているところ、今後どのように進めていくべきかという御質問かと認識しております。まず、排出量、移動量、両方を足し合わせたものにつきましては、おっしゃるとおりおおむね横ばいとなっております。排出量につきましては施行当初ほどではないですが、現在も若干ながら削減傾向にはあると見ております。最近の特徴としましては、移動量がやや増加傾向にある点が気になるかと考えております。

今回の見直しを御検討いただきました中で、制度全体の御審議のほうですが、届出移動量が横ばいであることについて分析することや、削減を進めるに当たりまして化学物質の管理に関する適正な理解に資するセミナー、キャラバンのような開催を通じて制度や好事例の周知を積極的に行うようにといった御提言をいただいております。非常に熱心に取り組まれている自治体もございますので、そういった関係者の方々とも連携しながら、まずは制度全体の審議で御提言いただいたようなことに対応してまいりたいと考えてございます。

簡単ですが、以上です。

○田村オゾン室長　　続きまして、オゾン室の田村からフロン関係を回答させていただきます。

東嶋委員、御指摘を本当にありがとうございました。我々も機器廃棄時に、どうフロン回収率を上げていくかということについては非常に真剣に考えておりまして、専ら、建物

の解体時にフロンを回収しないまま処分されてしまうという点が問題ということが指摘されておりますので、我々は関係するステークホルダーにどうやって周知していくかと。例えば機器管理者、あるいは建設解体事業者、そして廃棄物リサイクル業者といった方たち向けのパンフレットをそれぞれ別々に作ったり、自治体を通じたりして自治体のパトロールのときに徹底していただいたり、そういったことを現在もやっているところでございます。

そういう意味では、こういったフロンの回収が重要である、特に建物の解体時とか機器廃棄時が重要であるということを、それぞれのステークホルダーにきちんと伝わるようにということで、これからもやっていきたいと思っております。

フロン排出抑制法を共管しております環境省ともよく相談しながら進めていきたいと思っております。

私からは以上です。

○宮原課長　　続きまして、化学物質管理課の宮原から、残りの御質問について御回答申し上げます。

まず、坂田委員から御指摘ありましたポストSAICM、あるいはEUとの国際的な動きの関係という点でございます。SAICMにつきましては、現在議論中でございますけれども、大きなスコープとしまして、chemicalsとwasteといった文言が出てきておりますので、廃棄物段階まで含めましたサプライチェーン、ライフサイクルを考えていくといったところが大きな流れになってきているかなと思っております。

その他の論点も含めまして日本としても積極的に議論に貢献したいと考えてございますけれども、例えば、引き続きリスクベースの管理をしっかりとっていくとか、科学的知見に基づく管理をしっかりとっていくとか、そういった価値観については日本としても積極的に訴えていきたいと考えてございます。

それから、EUも新戦略という動きが出てきておりまして、我々としても注目しているところでございます。いずれにしても、海外でもかなり動きがございますので、必ずしも自動的に日本が全部それに合わせるということではなく、日本は日本の事情、考え方というものを踏まえて考えていきたいと思っておりますけれども、大きく動いておりますので、関係する省庁、あるいは産業界を含めて議論をしながら、具体的な制度といったところも将来的に考えていきたいと考えてございます。

それから、崎田委員から御質問がございました、サプライチェーンでの管理ということ

でございます、こちらも最終的な姿としては消費者、廃棄段階まで含めて情報がきちり流れていくといったことが理想かなと考えてございます。一方で、個々のプレイヤーによっても必要な情報の中身や必要度等が違って来る場面があるかと思っておりますので、具体的にどういった形であればいいのかといったところは、行政の中もそうですし、それぞれの民間のステークホルダーとも議論しながら、具体的な政策を今後考えていく必要があるかなと考えてございます。

それから、坂田委員から御指摘ございました人材育成。こちらは、急に人材が育つものではないということでございますし、全般的に見ましても化学物質管理の人材は必ずしも十分ではないかなと考えてございます。一方でアカデミア、産業界、あるいは国のほうでも関係省庁、関係する研究機関が幾つかございますので、そういった中で、どういった形で連携して、必要な人材の育成を継続的にやっていけるかは、関係する方それぞれが力を合わせてやっていくことが必要ですので、我々としても関係する国の機関、産業界、あるいはアカデミアの方と具体的にどういったことが可能かといったところを今後議論しながら考えていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○東海会長・小委員長　ありがとうございます。続きまして、3名の委員の方の御意見をいただければと思います。最初に織委員、どうぞ。

○織委員　私は資料3と資料7についてコメント、質問をさせていただきます。

まず、資料3のP R T Rなのですけれども、対象物質を拡大される方向にあるということで、排出量のデータが増えることは非常にいいことだと思っております。これが物質数として、今回258物質を追加することによって、欧米とどの程度違いが出てくるのか、その辺を教えていただきたいのが1点。

それから、排出量データが増えるということは、ある意味、企業にとって負担が増えるのですが、それに見合うだけの、排出量データを増やしたことによって政策的にどういった点で生かされるか。あるいは、今まではこういった点が足りなかったけれども、この物質を追加することによってこういうデータも取れるようになるといった政策的な目的というか、効果みたいなものについて具体的に教えていただければというのが1点です。

それから、資料7に関してなのですが、最終ページで今後のあり方について、E Uがサーキュラー・エコノミーを含め、化学物質、ライフサイクル全体を通じての管理に向かっている、これから日本でも何とか取り組んでいきたいというお話だったと思う

のです。

趣旨的には大賛成なのですが、EUがサーキュラー・エコノミーをはじめ、廃棄物だけではなくて化学物質も含めてビジネスとの関連で資源と経済を考えている。グリーンリカバリーなどを含め、実際的にビジネス強化と環境というのをタグで動いている中、私たち日本は、今から考えていきますよというスローペースなやり方でいいのかなと、ちょっと思うのですね。

コロナを契機として、私たちは資源と、グリーンと、経済との関係というものを、もっと早くイノベーションなことも含め進めていかないとEUの動きに取り残されるのではないかという懸念があります。

以上です。

○東海会長・小委員長　ありがとうございました。続きまして大石委員、お願いいたします。

○大石委員　大石でございます。私からは資料4のフロン関係のことで質問と意見を申し上げたいと思います。

既に東嶋委員から御質問があり、オゾン室からお答えがありましたので、ほぼ、それに尽きるとは思うのですが、そこに関してもう一点質問がございます。先ほど建物の解体のところでフロンをきちんと回収できていないのではというお話がありましたが、やはりこれは国交省の果たすべき役割が大きいのではないかと思います。省庁とのつながりという意味で国交省とどのような連携を取られているかということをお聞きしたいと思います。

あともう1点、7ページのところになりますけれども、経産省と環境省の取組が書いてありまして、2050年カーボンニュートラルということであると、本当にいろいろな面でカーボンニュートラルに向かって進めなければいけない中、このオゾン対策というのは、やれば効果があるものだと思っております。その中で、経産省のほうの取組に書いております自然冷媒について質問です。値段が高くてなかなか普及していないということなのですが、ここに補助金などがついてさらに進められるということになっているのか。ぜひ進めてほしいと思いますのと、一方、低GWPのものというのは、どうしても微燃性であったりしますので、やはり使用側の注意が必要になってくると思います。そのあたり、使用側への注意喚起を国民全体に向けて行っていくようなことも、ぜひやっていただければと思ひまして、これは意見になります。

もう一点。すみません、資料が違うのですけれども、資料6の水銀のところでは2ページのところに水銀に関する水俣条約と国内担保法ということで取組を書いているのですが、最後の廃棄のところですね。集めてきたものをどうやって廃棄するのか、廃棄のところまでどうやって国で管理しているのか、ここをもう少し教えていただければと思います。

以上です。

○東海会長・小委員長　ありがとうございました。それでは、笠井委員、お願いします。

○笠井委員　私からは2点要望させていただきたいということで、資料4と資料7になります。

資料4のフロン対策の動向についてということで、資料の中ではほとんどの用途が冷媒となっておりますけれども、現在、日本でもデジタルトランスフォーメーションを進めている中では、実際にフルオロカーボン系のガスであったり、六フッ化硫黄でもそうですが、半導体の製造プロセスとして冷媒以外の使用用途ですが、ドライエッチングで使っているところがございます。もちろん、環境に関しては、そういったところの回収、分解装置といったところが必要になりますし、フルオロカーボン系、代替フロンのさらに代替というところで、一気に進んでいかないかなというようにも思われますので、そういった中でどう回収・分解……。半導体プロセスの用途に関しても予算措置を含めた対策であったり支援を検討していただきたいなと思います。

もう一つですけれども、化学物質管理に関する横断的な取組の中のウェイトオブエビデンスの導入についてでございます。これに関しても、私の前任からも引き続きということになりますけれども、特定の物質規制が議論の俎上にのることが多々あります。その際に、化学物質固有の毒性ではない部分での議論がなされるという事案が、ここ数年続いています。そのような物質を製造している我々の立場からすると、製造・使用現場で非常に混乱が起きたり不安視されることがあり、ウェイトオブエビデンスについて早期にリスク評価体系に組み込めるような取組を推進していただきたいということでございます。

以上です。

○東海会長・小委員長　ありがとうございました。それでは、事務局から回答をよろしくお願いいたします。

○宮原課長　事務局でございます。まずP R T R関係につきましてはリスク室の濱口から、フロン関係でオゾン室の田村から、残りの点は私と、必要に応じてウェイトオブエビ



デンスは安全室の藤沢から追加させていただきます。その順番でよろしく申し上げます。

○濱口企画官　　まず、織委員の化管法の御質問につきまして発言させていただきます。御質問は、今般の化管法の見直しで対象物質が増えているところ、欧米との違いとか、こういった方向が政策的にどう生かせるのかということの説明していただきたいということと理解しております。

まず、対象物質拡大の方向で、結果的に100物質足らずが増えようとしているところでございますけれども、今般の見直しにおきましては、化管法の過去15年ほどのデータが活用できるようになったところで、ばく露の情報が従来の製造輸入量から排出量に変更したところになっております。ですので、より実態に近い数値を使用できるようになったところが今回の見直しの大きなポイントと思っております、それが結果的に物質数が増えた方向となっているかと考えております。

また、有害性の選定基準自体は従来と同様ではございますが、この15年の間にデータが増えている、特に生態毒性のデータも増えており、生かせるデータを反映した結果、物質数が増えたことも一要因かと考えております。

今回、見直しの考え方の――スライド6にございますけれども、4番目に、環境保全施策上必要な物質という項目も対象としておりまして、環境基準が設定されている物質や化管法の優先評価化学物質で有害性なり情報が得られるものについて対象としているところでございます。そういった観点で施策の連携等を考えながら、結果的に物質数が増えたかと考えております。

欧米との比較でございますけれども、欧米につきましては対象物質数、対象業種などの情報は共有されておりますが、各国の制度は様々で、細かいところの運用も様々かと思っております。それぞれの事情で制度設計されておりますので、単純に比較するのは難しいかなと思っておりますが、対象物質数を見ましても、日本の数が非常に多いとか、少ないとかということはないので、顕著に日本が外れているとは考えておりません。

先ほどの件を、ちょっと補足させていただきます。物質数の増加につきまして先ほど2点ほど御説明させていただきましたけれども、スライド7の概況を御覧いただきますとおり、単純に増えたわけではございませんで、見直しを行った結果、除外になったものも164ございまして、適切に必要なものを管理する方向で考えているところでございます。

すみません、簡単ではございますが、以上でございます。

○田村オゾン室長　　続きまして、フロンに関しましてオゾン室の田村から回答させてい

たきます。

まず、大石委員、御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、解体工事現場でどのようにフロン排出抑制法を守らせるかということは非常に重要でございまして、その点に関しまして建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールというものを、まさに国交省と環境省で都道府県に対してお願いして行っているのですけれども、こちらで我々経済産業省も環境省と一緒にあって、その際に、併せてフロン排出抑制法に基づくフロンの回収がきちんと行われるようにというようなことを、都道府県に対してポイントを御説明しながらお願いしたりしているところでございます。そういう意味では、省をまたぎ連携しながら、私どもは既にそういった活動を行っているところでございます。

それから、地球温暖化係数の低い冷媒について微燃性があるという御指摘も、まさにそのとおりでございます。そのために、私どもはNEDOプロジェクトの中で、こういった可燃性、微燃性に関してどのように安全性を評価するかというリスク評価手法の開発を行っておりますし、最終的には、それを踏まえて実際に使われる皆様に、どの程度リスクがあるのか、安全性があるのかといったことについて、きちんと周知していく。そういったことによって、地球温暖化係数が低い新しい冷媒の社会受容性をきちんと高めていく、これは大変重要だと思っておりますので、引き続き私どもはそういったことには取り組ませていただきたいと思います。

それから、笠井委員、御指摘ありがとうございます。確かに今回は冷媒にフォーカスを置いてしまったのですけれども、半導体のプロセスガスの中で温室効果のあるものがあるということは、まさに御指摘のとおりでございまして、私どもが理解しておりますところでは、そのうちの結構な部分が半導プロセスの中で反応して使われていくと。しかも、その中で残ったものについても除害プロセスで回収してきちんと破壊するということが行われているというように理解しております。

ただ、そういった中でも、こういった温室効果ガスを減らしていくという観点からさらに何ができるかというようなことについて、事業者の皆様ともいろいろと連携しながら進めていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○宮原課長　　続きまして、化学物質管理課の宮原でございます。

まず、織委員から御指摘いただきました産業強化との関係、欧米とのスピード感といった点についてでございます。昨年出ましたEUの新戦略を読んでも、中に産業の強化とい

ったようなフレーズも出てきますので、EUの行政側としては環境関係の管理といったことに加えて産業面での強化も担っているのではないかと読んでおります。

一方、聞こえてくるところによりますと、ヨーロッパの産業界との温度差というか、足並みは必ずしも行政当局とそろっていないかなという面もありますので、その辺は実態がどうなるかというのを、よく見極めていきたいと思っております。

日本についてでございますけれども、御指摘はごもっともでございます、化学物質の管理で環境保全とかヒト健康の保全は当然でございますけれども、同時に産業の強化といったところも大事でございますし、何より化学物質は役に立つから世の中に使われているということでございますので、社会活動を支えるとか新たにイノベーションを起こしていくといったところの両立を図っていくことを大前提としてやっていきたいと考えてございます。

また、ヨーロッパに遅れないように早期にやるべきといったところは、我々への叱咤激励かなと受け止めましたので、日本が取り残されないように関係省庁と取り組んでいきたいと考えてございます。

続きまして、大石委員から御質問いただきました水銀の廃棄物の管理でございます。まず廃棄前の水銀の使用につきましては、引き続き使うところもありますので、水銀を貯蔵したりリサイクル用に管理するといった事業者につきましては、法律で網をかけまして実施状況等を国に報告を求めて、何かあれば我々がチェックする仕組みになっております。

また、廃棄段階につきましては、今度は廃掃法のほうで規制してございますけれども、具体的な廃棄の仕方の基準といったところを定めておりますので、使用中、リサイクル、廃棄段階といったところできっちり枠組みはできていて管理しているという状況でございます。

私からは以上でございます。

最後に藤沢から化審法関係で。

○藤沢安全室長 笠井委員のコメントの関係でございますが、まずウェイトオブエビデンスの考え方につきましては、我々もできることから今後使っていきたいと思っております。それで、先ほどいただいた中で、特定の物質で、物質固有の毒性でない部分で議論が行われていたということですが、具体的な点が不明ですので、この点につきましては個別にまた相談させていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○東海会長・小委員長 ありがとうございます。それでは、残り4名の委員の方々か

ら、それぞれ御発言をよろしくお願ひいたします。柿本委員、お願ひします。

○柿本委員　　柿本でございます。正確な現状分析などしていただきまして、御説明ありがとうございました。私からは要望と質問とコメントがございます。

まず、資料1の3ページのところの2025年を目途に全ての手続をオンライン化すべくとありますが、コロナ禍の現状でございますので、デジタル化の促進は2025年などと言わずに、できるだけ早く進めていただければと思っております。

そして、申請手続の電子化は、終了しているということなのですが、申請率がなかなか向上しないということですので、ここはぜひ丁寧なサポートをお願いしたいと思います。事業者にとっては、1度経験してしまうと次からはとても楽になるかと思っておりますので、ぜひ、よろしくお願ひします。

それから、フロン対策についてでございます。資料4でございますね。もう委員の皆様から出ましたので、重なるところは申し上げませんが、EUではグリーン冷媒が進んでいるというように聞いております。ですので、具体的にどのように進んでいるのか、グリーン冷媒はコントロールが難しいということですが、どのようにコントロールしているかというのを、ぜひお調べいただきたいです。

経産省だけではなく環境省、国土交通省などと、横断的な取組をしていただき、フロンの回収が2030年の70%という数字が確実になるよう希望いたします。

以上でございます。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。それでは、森川委員、お願ひいたします。

○森川委員　　森川です。よろしくお願ひします。

資料7の8ページと9ページで御説明いただいた、AIによる次世代型安全性予測手法の開発についてなのですが、9ページの最後のところに、プロジェクト終了後の実施内容として実用化に向けた整備等というように記載されているのですが、これが意味しているのは、将来的にはAI的アプローチであるin silicoのデータだけで申請が可能になるということなのではないでしょうか。それとも、やはり開発の際の参考として利用されるということだろうかということなのか。これはどういう意味なのか、今の段階でお答えできる範囲でよろしいですので、ぜひお願ひいたします。

以上です。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。それでは、山田委員、お願ひいたし

ます。

○荊宿委員代理　すみません、全国中小企業団体中央会の荊宿といいます。時間がありませんので、私から1点だけ。

資料7の、今後の我が国の化学物質管理の在り方についてですが、新たな化学物質管理の在り方が検討、実施される際に、関係する中小企業に大きな影響を与えることも想定されますので、中小企業者に情報が行き届くよう国においても周知及び啓発の着実な実施をお願いしたいというところ1点でございます。よろしく申し上げます。

○東海会長・小委員長　荊宿様、どうも失礼いたしました。それでは、植垣委員、お願いいたします。

○植垣委員代理　化成協を代表しまして植垣からお話をさせていただきます。

資料3、化管法につきましてですけれども、従来、政令番号でというところから管理番号の活用を検討いただくなど、我々事業者からの要望に対応いただき、どうもありがとうございました。今、十分な準備期間を取るようにお話が幾つかありましたけれども、御存じのとおり、他法令でもSDSに関する部分で改正が検討されているところもあり、同じタイミングで修正が必要になってきますと事業者の負担が非常に大きくなることが懸念されております。

化成協の7割を構成する中小事業者は十分な化学品管理の専門家がいるとは限らないところが多いですので、多くの法改正に同時に対応しなければならないとなると非常に厳しいところがあります。ぜひ十分な準備期間を取って、事業者が対応いただけるようしていただけるとともに、事業者が適切に法対応できるよう支援をお願いしたいところです。

また、化学品管理につきましては、これまでも皆さんの意見に多数ありましたとおり他省庁との連携、協議が必要な部分が多々出てきています。ぜひ経産省の皆様におかれましては、議論が適切な方向に進みますよう、単純に規制強化するというのではなく産業の発展にも留意していただきながら、調整役をお願いしたいと考えております。

意見のほうは以上です。

あと1つ質問させていただきたいのが、資料7の16ページの最後に、新たな化学物質管理のあり方を検討するタイミングが来ているというお話がありましたが、今お話しいただける方向性というものがありませんでしたら教えていただければ幸いです。

私からは以上です。

○東海会長・小委員長　ありがとうございました。それでは、事務局から回答をお願い

いたします。

○宮原課長 事務局でございます。では、まずリスク室の濱口からSDS等の関係、続いてオゾン室の田村からグリーン冷媒の関係、その後に私、宮原からオンライン手続、in silicoの評価、将来的な制度見直しの議論といった順番で御回答申し上げます。

○濱口企画官 では、化管法に関しまして、植垣委員からの御意見について御説明させていただきます。

おっしゃっていらっしゃるの恐らく、安衛法と化管法で両方ともSDS制度を有しておりますので、両制度改正が一度に来るとSDSの対応が難しいため十分な準備期間が必要だということと認識しております。冒頭の坂田委員への御説明と同様に、十分な準備期間は必要と思っております。植垣委員がおっしゃったような、中小企業の方々の対応も十分にできるような準備期間を取ることを念頭に置いて進めてまいりたいと思います。今後とも御相談させていただきながら進めていければと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○田村オゾン室長 では、続きましてフロン関係を田村から回答させていただきます。

柿本委員、御指摘ありがとうございます。EUは確かにグリーン冷媒が進んでおりますけれども、どちらかというと欧州、アジアは比較的可燃性冷媒や微燃性冷媒の受容性が高くございまして、そういう意味で社会的・文化的な違いがあるのかもしれませんが、我々も、先ほどほかの委員からも御指摘ありましたとおり、できるだけ微燃性のものが受け入れられるようにリスク評価手法を開発し、かつ周知を図っていきたいと考えておりますし、そのプロセスにおいて欧米の動向に関しては引き続き注視していきたいと考えております。

また、御指摘のありました他省庁連携は、もう既にやらせていただいておりますし、これからも、ぜひそういう形で取り組んでまいりたいと考えております。どうもありがとうございました。

○宮原課長 続きまして、化学物質管理課の宮原から御回答申し上げます。

まず、柿本委員から御指摘ございましたオンライン手続でございまして、1点目は5年以内と言わず早めにとのお話でございました。我々は遅くとも5年以内にということですので、できるだけ早くやっていきたいと考えてございます。一方で、できれば使い勝手のいい手続、あるいはほかの手続と整合的なものになるといったことも必要と考えてございますので、ある程度、我々が所管しているもの以外の、他の政府全体の動きといったところも少し見ながらと思っておりますが、いずれにしましても、できるだけ早めにやりたいと考

えてございます。

それから、電子申請率の向上ということでございまして、現状、中小企業さんが多いかと思えますけれども、紙で出している事業者さん、いろいろ難しい面がある。あるいは、現状あまりデメリットを感じていないといった点があるかと思っておりますので、そういったところは我々としても御指摘のように丁寧にサポートするとか、電子手続のメリットがしっかりと伝わるように対応していきたいと考えてございます。

それから、森川委員から御指摘いただきましたin silicoの評価でございまして、ここで扱っていますのは特に人の毒性ですので、現状のモデルで言うと直ちに規制、特に物質の安全性等の評価といったところに置き換えるのは、まだ少し早いのかなといったところが正直な感想かと思えます。将来的にはモデルの精度、アウトプットの信頼性とか再現性といったところを見ながら議論かなと思っております。こういったものにつきましては将来的にはもちろん導入を目指してといったところでございますけれども、直ちに現行の動物試験に置き換わるといったよりは段階的に進んでいくことになるかと思えます。途中過程では、こういったモデルと動物試験の併用、最終的には信頼性が確保できれば導入といったことはあり得るかと思っておりますが、現時点ではまだスケジュール感が見えないところもあります。

加えまして、こういった試験方法につきましては、国際的にサイエンティスト、あるいはOECDの枠組みの中で議論が行われ、今後進んでいくといったところもございまして、そういった国際的な議論も見つつ、対応していきたいと考えてございます。

それから、荊宿様、植垣様からいただきました、資料の最終ページの今後のあり方といったところでございます。現時点で直ちに正式な検討スケジュールが決まっていることではございませんし、具体的に、どの制度をいつから改正するかといった段階では現状ないかなと思っております。いずれにしても、特に規制として導入する際は、影響を受ける事業者さんは当然いらっしゃいますので、そういった方の実態、あるいは御意見を聞きつつといったことでありますし、当然必要なプロセス、必要な周知期間をとるといったことでやっていきたいと考えてございます。

また、植垣様から御指摘がありました、規制を改正するときの他省庁間の連携といったところでございます。現状も我々はある程度意識してやっているつもりでございますけれども、まだまだ不足する面があるといった御指摘かと思っておりますので、そういったところにつきましては、今後関係省庁との状況、連携の在り方は考えていきたいと考えてござい

す。

以上でございます。

○東海会長・小委員長　活発な御討議ありがとうございました。

続きまして、議題2、化学物質審議会の審議状況等についての報告について、事務局から資料8の説明をお願いいたします。

○藤沢安全室長　化学物質審議会の審議状況につきましては、藤沢から資料に基づいて説明をさせていただきます。

化学物質審議会には現在、審査部会、安全対策部会、あと化管法物質選定小委員会の3つが設置されております。

まず1ページ目でございますが、令和3年1月までに実施されました諮問・答申等の一覧でございます。一番上の欄は安全対策部会で、化審法の優先評価化学物質の指定に関するもの。2番目が安全対策部会で、化管法の対象物質の見直しに関するもの。3番目の部分が、審査部会で審議されました化審法の新規審査に関するものとなっております。

2ページに進みます。2. 各部会の審議状況でございます。

まず審査部会でございますが、審議事項が1. にありますが、主に新規届出の審査を実施していただきました。また、開催状況としましては年10回。令和2年度は新型コロナの影響によりまして、3月より書面審査で実施してきております。

3ページ、審議件数でございます。これは新規の数ですが、平成30年度が574件、令和元年度が357件。資料にはありませんが、令和2年度は、3月がまだ確定していませんが、390件前後の審議件数になる予定でございます。

4ページ、安全対策部会です。審議項目が1. にありますが、令和2年度は化審法の優先評価化学物質の指定と、優先評価化学物質のリスク評価に加えまして、化管法の物質見直しの御審議をしていただきました。

5ページになりますが、令和2年度は7月1日から始まっていますが、4回実施して、こちらも新型コロナの影響によりまして全て書面審査で実施させていただきました。

6ページでございます。こちらは化管法物質選定小委員会になります。化管法の対象物質見直しを、ここで実際に審議していただきました。令和2年度はやはり書面審議で1回開催しまして、5月1日付で安全対策部会で審議していただくための対象物質の報告を取りまとめていただきました。

以上、簡単ですが、審議会の審議状況についての御報告になります。



○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。本報告事項について御質問等ございます場合には、先ほどと同様にコメント欄にお名前を御記入ください。コメントいただいた方から順に指名をしたいと思えます。いかがでしょうか。――よろしゅうございますでしょうか。

特に御質問等ないようですので、この議案に関しましては、これで終わりたいと思えます。

それでは、以上をもちまして本日の化学物質審議会・化学物質政策小委員会の合同会合を終了いたしたいと思えます。本日いただきました御意見等を踏まえて、事務局におきましては今後の化学物質管理政策を進めていただきますよう、お願いいたします。

それでは、議事進行を事務局にお返しいたします。

○山岡課長補佐　　東海先生、委員の皆様、本日はありがとうございました。今後の予定といたしましては、本審議会・小委員会につきましては年1回程度の開催を予定しております。それ以前に開催の必要が生じた場合は各委員に御連絡をさしあげるようにいたしたいと思えます。

以上をもちまして、化学物質審議会・化学物質政策小委員会の合同会合を終了いたします。ありがとうございました。

――了――